

【会社法制分野】

◆ 優 秀

「計算書類の内容の違法と剰余金配当決議の有効性」

大島 一輝（千葉経済大学経済学部 専任講師）

---

定時株主総会における承認（会社法 438 条 2 項）または報告（会社法 439 条後段）の対象である計算書類の内容に、重要な違法が存在する場合には、その後になされる剰余金の配当は、当該違法な内容の計算書類を前提として行われることになる。その結果、①実際の配当額が、あるべき分配可能額（計算書類が真正に作成されていたとすれば算定されていたであろう分配可能額）を超える場合には、その剰余金の配当は分配可能額規制（会社法 461 条 1 項 8 号）違反と評価されよう。一方、②実際の配当額が、あるべき分配可能額を超えない場合には、分配可能額規制違反はない。しかし、計算書類の内容に重要な違法が存在することが原因で、剰余金の配当に係る株主総会の判断が歪められる可能性がある。本稿は、前記②の場合（配当額が分配可能額を超えない場合）であって、配当決議の前提とされた直近の計算書類の内容に重要な違法があるときにおける、剰余金配当決議の有効性を検討するものである。

平成 17 年改正前商法下の学説には、貸借対照表または損益計算書の内容に重要な違法がある場合には、これらの計算書類を前提としてなされた利益処分決議は適法とはいえず、株主には具体的利益配当請求権は発生しないと解するものがある（倉沢説）。会社法下の学説には、立法論としてであるが、計算書類の内容に重要な違法がある場合には、一定の場合に限り、その後の剰余金配当は無効とすべきことを提唱するものがある（久保説）。本稿では、久保説の主張や、久保説が分析対象とする、ドイツ株式法の状況を参照しながら検討した。

ドイツ株式法においては、項目の過大評価・過小評価などの法定事由により年度決算書確定が無効である場合には、その内容に基づきなされた配当決議も無効となる。しかしながら、近時の学説には、配当額があるべき貸借対照表利益を超えない場合には、年度決算書および配当決議を無効にする意義はないと批判するものがあり（Bezzenger の見解）、規整の妥当性につき再検証の余地がある旨が示唆される。

わが国の会社法は、平成 17 年改正前商法やドイツ株式法の制度とは異なり、計算書類の承認と剰余金の配当を、制度的に別個のものとして整理する。また、ドイツ株式法と異なり、剰余金額や分配可能額は剰余金の配当に係る株主総会決議の内容に含まれない。そのため、仮に計算書類の内容に重要な違法があったとしても、それによって、配当決議の内

容が法令に違反する（会社法 830 条 2 項参照）とは評価できない。

以上のことから、私見としては、計算書類の内容に重要な違法があるとしても、その後に行われた剰余金の配当決議については、分配可能額規制に反しない限り有効なものと解してよいと考える（仮に配当決議を無効とする立法を行う場合には、無効主張期間の制限などを通じた法的安定性確保が必要になる）。

ただし、計算書類の内容は、株主総会で剰余金の配当について審議する際の重要な判断材料になると思われる。そのため、会社の（真の）財産状態や経営成績、株主構成や属性といった具体的な事実関係によっては、決議（配当を行うか否か、あるいはいくら配当するかに関する意思決定）に影響を及ぼす可能性がある。このことに鑑みれば、計算書類の内容に重要な違法があることにより、配当決議の内容が影響を受けたと認められる場合には、当該配当決議は、その方法が著しく不公正なとき（会社法 831 条 1 項 1 号）に該当し、取り消しうると解する余地もあろう。